

(東京子どもすくすく住宅認定制度実施要領第4関係)

東京子どもすくすく住宅認定基準チェックシート（セレクトモデル）

【戸建住宅】

建築物名称	(仮称) 狛江市岩戸北4丁目計画A棟・B棟 新築工事
作成年月日	R7. 12. 12

新築			必須項目		選択項目				総項目数
			項目数	適合項目数	項目数	適合項目数	各基準別 必要適合 項目数	総必要適 合 項目数	
別表 7	立地に関する基準		0		5	4			5
別表 8－1	住戸内に関する基準	基本性能等に関する基準	2	2	6	2			8
別表 8－2	住戸内に関する基準	単位空間別の基準	6	6	57	27			63
別表 8	計		8	8	63	29			71
別表 9	敷地に関する基準		2	2	4	0			6
別表10	コミュニティ形成に関する基準		0		2	0			2
別表11	管理・運営に関する基準		0		2	0			2
別表 9， 10， 11 計			2	2	8	0			10
合計			10	10	76	33		32	86
チェック結果			OK		OK				

既存・改修			必須項目		選択項目				総項目数
			項目数	適合項目数	項目数	適合項目数	各基準別 必要適合 項目数	総必要適 合 項目数	
別表 7	立地に関する基準		0		5	0			5
別表 8－1	住戸内に関する基準	基本性能等に関する基準	5	0	7	0			12
別表 8－2	住戸内に関する基準	単位空間別の基準	7	0	57	0			64
別表 8	計		12	0	64	0			76
別表 9	敷地に関する基準		2	0	4	0			6
別表10	コミュニティ形成に関する基準		0		2	0			2
別表11	管理・運営に関する基準		0		2	0			2
別表 9， 10， 11 計			2	0	8	0			10
合計			14	0	77	0		15	91
チェック結果									

別表7 立地に関する基準

項 目		基 準	セーフティ				セレクト				アドバンスト				認定基準に 対応した計画内容 (施設名等を記入)	
			新築		既存改修		新築		既存改修		新築		既存改修			
1	子供の 遊び場	敷地出入口から徒歩圏内(おおむね800m以内(注1))に次の施設などが一つ以上あること。						■	選択	□	選択	□	必須	□	選択	(2)小田急こどもみらいクラブ 喜多見 (3)ファミリー喜多見公園
		(1) 子育てひろば(注2)など、乳幼児と親と一緒に過ごせる施設														
		(2) 児童館や図書館など、子供が室内で過ごせる施設														
		(3) 子供が遊べる広場、公園や緑地など														
2	保育、教育施設等	敷地出入口から徒歩圏内(おおむね800m以内(注1))に次の施設などが一つ以上あること。						■	選択	□	選択	□	選択	□	選択	(2)狛江すずらん保育園 (3)国本小学校
		(1) 保育所、幼稚園などの保育、教育施設														
		(2) 小学校及び学童クラブなどの教育施設など														
3	医療施設	敷地出入口から徒歩圏内(おおむね800m以内(注1))に小児科や耳鼻科など、子供が受診できる医療施設が一つ以上あること。						■	選択	□	選択	□	選択	□	選択	喜多見こどもクリニック
4	生活利便施設等	敷地出入口から徒歩圏内(おおむね800m以内(注1))に次の施設などが一つ以上あること。						■	選択	□	選択	□	選択	□	選択	(1)喜多見駅 (2)サミットストア 喜多見駅前店 (3)三井住友銀行 喜多見支店 (4)びっくりドンキー狛江店
		(1) 鉄道駅やバス停														
		(2) 食料品や日用品などが購入できる商業施設														
		(3) 銀行、郵便局やATMなどの金融関連施設														
		(4) 子供連れで気軽に飲食できるファミリーレストランなどの飲食施設														
5	活発な 地域活動	次に例示するものなど、活発な地域活動が行われていること。						□	選択	□	選択	□	選択	□	選択	
		(1) 自治会などによる季節行事や清掃活動														
		(2) 自治会や消防団などによる夜回りなどの防犯、防災活動														
		(3) 自治会や地域活動団体などによるインターネットを活用したイベント														
		(4) 「遊び場づくり」や「安全マップづくり」などの活動														
		(5) 「子供110番の家」の取組														
適合項目数			必須		必須		必須		必須		必須	0	必須			
			選択		選択		選択	4	選択	0	選択	0	選択	0		

注1:各施設までの距離は直線距離による。建築物の敷地の主要な出入口から計測するものとする。
注2:0～3歳児とその親が気楽に集まり、親同士が打ち解けた雰囲気の中で語り合い、子供同士も遊ぶことができる常設の施設。 国の地域子育て支援拠点事業の一つ

別表 8-1 住戸内に関する基準（基本性能等に関する基準）

[illegible]

項 目		基 準	セーフティ				セレクト				アドバンスト				認定基準に 対応した計画内容 （具体的に記入）			
			新築		既存改修		新築		既存改修		新築		既存改修					
				必須で該 当する部 分がない 場合は チェック		必須で該 当する部 分がない 場合は チェック		必須で該 当する部 分がない 場合は チェック		必須で該 当する部 分がない 場合は チェック		必須で該 当する部 分がない 場合は チェック		必須で該 当する部 分がない 場合は チェック				
2	転落防 止・落下 物による 危険防止	(1) 転落防止のための手すりは、足がかりがなく、子供が容易によじ登れない形状とするとともに、次に掲げる基準に適合していること。ただし、外部の地面、床等からの高さが1 m以下の範囲又は開閉できない窓その他転落のおそれのないものは除く。														ア（ア）バルコニーはありません （イ）バルコニーは設けない イ 格子手摺は設けない		
		ア バルコニーその他これに類するもの、2階以上の窓、廊下及び階段（開放されている側に限る）																
		(7) 原則床面（階段にあっては踏面の先端）から1,100mm以上（1,200mm推奨）に達するよう設けられていること。	□	必須	□	□	必須	□	□	必須	■	□	必須	□	□		必須	□
		(イ) バルコニーその他これに類するもの、廊下及び階段にあっては腰壁、窓にあっては窓台その他足がかりとなるおそれのある部分（以下「腰壁等」という。）には、足がかりとなりにくい措置を講じること。																
		イ 転落防止のための手すりの手すり子で床面（階段にあっては踏面の先端）及び腰壁等（腰壁等の高さが650mm未満の場合に限る。）からの高さが800mm以内の部分に存するものの相互の間隔は、内法寸法で110mm以下（90mm推奨）であること。																
		(2) バルコニーにエアコンの室外機等足掛かりになる可能性のあるものを設置する場合は、足掛かりにならないよう、室外機等の設置場所を高さ1,100mm以上（1,200mm推奨）の柵で囲うか、手すりから600mm以上の距離を確保して配置するなど、転落防止措置を講じること。	□	必須	□	□	必須	□	□	必須	■	□	必須	□	□	必須	□	バルコニーがないため該当なし
		(3) バルコニーに面する住宅の窓には、ロック付や錠付クレセント等の設置、開口制限ストッパーや補助錠等の設置、子供の手の届かない位置へのクレセントの設置など、大人による窓の開閉のコントロールが可能な措置を講じること。	□	必須	□	□	必須	□	□	必須	■	□	必須	□	□	必須	□	バルコニーがないため該当なし
3	シックハウス対策	各住戸の居室内の内装の仕上げや居室に係る天井裏等の下地材等に用いる特定建材は、日本産業規格又は日本農林規格のF☆☆☆☆表示のある建築材料等（ホルムアルデヒド発散建築材料に該当しないもの）とする。	□	必須	□	□	必須※1	□	■	必須	□	□	必須※1	□	□	必須	□	特定建材にはF☆☆☆☆表示のある建築材料を使用する

項 目		基 準	セーフティ				セレクト				アドバンスト				認定基準に 対応した計画内容 (具体的に記入)
			新築		既存改修		新築		既存改修		新築		既存改修		
				必須で該 当する部 分がない 場合は チェック		必須で該 当する部 分がない 場合は チェック		必須で該 当する部 分がない 場合は チェック		必須で該 当する部 分がない 場合は チェック		必須で該 当する部 分がない 場合は チェック		必須で該 当する部 分がない 場合は チェック	
4	防犯対策	住宅内に不審者の侵入などを防ぐため、次に掲げる基準に適合させること。													(1)電子キーを使用する (2)カメラ付きインターホン設置 (3)1階テラスと1階外部に面する 引違いサッシはシャッター付とする。 横すべり窓はハイサッシとする。
		(1) 防犯対策用の鍵を使用する。													
		室内との通話機能を有したカメラ付きインターホン等を設置する。なお、設置にあたっては、リビングなどに対応用のインターホンを設置することが望ましい。	☐ 必須	☐	☐ 必須	☐	☒ 必須	☐	☐ 必須	☐	☐ 必須	☐	☐ 必須	☐	
		住宅の窓のうち侵入が想定されるものは、避難計画上支障のない (3) 範囲において、合わせガラス、防犯フィルム、鍵付クレセント又はシャッターの設置等、侵入の防止に有効な措置を講じる。													
5	開口部の 防音性の確保	サッシ等の開口部													T-1等級相当以上のサッシを実装する
		JIS A 4706（サッシ）による遮音性能T-1等級相当以上の遮音性能を確保する。					☒ 選択		☐ 選択		☐ 必須※2	☐	☐ 選択		
		JIS A 4706（サッシ）による遮音性能T-2等級相当以上の遮音性能を確保する。									☐ 選択				
6	抗菌、 防カビ、 抗ウイルス対応	SIAAの基準を満たした抗菌加工や抗ウイルス加工が施されたものなど、抗菌、防カビ、抗ウイルス対応措置が講じられた住設部品を使用する。					☒ 選択		☐ 選択		☐ 選択		☐ 選択		トイレ アクアセラミック (SIAA)抗菌対応
7	省エネ・ 再エネ対策	以下に例示するものなど、省エネ・再エネ対策に関する対策を講じること													
		(1) 東京ゼロエミ住宅やZEHの認証を取得している。					☐ 選択		☐ 選択		☐ 選択		☐ 選択		
		(2) 太陽光発電設備及び蓄電池設備の設置等再エネの取組を講じている。					☐ 選択		☐ 選択		☐ 選択		☐ 選択		
8	中古流通 促進	以下の例示する取組など、認定を受けた戸建住宅の中古流通が促進されるような取組を講じること													
		(1) 長期優良住宅の認定を取得している					☐ 選択		☐ 選択		☐ 選択		☐ 選択		
		(2) 瑕疵保険検査基準への適合							☐ 選択				☐ 選択		
適合項目数			必須	0	必須	0	必須	2	必須	0	必須	0	必須	0	
			選択		選択		選択	2	選択	0	選択	0	選択	0	

※1 既存で関連法令施行以前の建築物は必須から除くこととし、改修する建築物にあつては、改修に伴い使用される建材に限るものとする。

※2 遮音性能T-2等級同等の遮音性能を確保する場合、該当する部分がないものとする。

別表8-2 住戸内に関する基準(単位空間別の基準)

項 目		基 準	セーフティ				セレクト				アドバンスト				認定基準に 対応した計画内容 (具体的に記入)
			新築		既存改修		新築		既存改修		新築		既存改修		
			必須で該 当する部 分がない 場合は チェック		必須で該 当する部 分がない 場合は チェック		必須で該 当する部 分がない 場合は チェック		必須で該 当する部 分がない 場合は チェック		必須で該 当する部 分がない 場合は チェック		必須で該 当する部 分がない 場合は チェック		
1	玄 関	(1) ドアストッパー、ドアクローザー 開き戸には、ドアストッパーやドアクローザーを設置するとともに、吊元側 の隙間が生じにくい仕様の製品を採用するか、指挟み防止カバー等指 挟み防止措置を講じる。					☐ 選択		☐ 選択		☐ 必須 ☐		☐ 選択		
		(2) ベビーカー等置場 玄関周辺への平場やクローゼット内(可動式棚配置等による)スペース の確保により、ベビーカー、三輪車等を置くスペースを設ける。					☒ 選択		☐ 選択		☐ 選択		☐ 選択		玄関横のシューズクローゼットの中に ベビーカー収納スペースを計画
		(3) 手すりの設置 玄関の出入りのサポートのための手すりの設置がされているか、設置で きる構造になっている。					☒ 選択		☐ 選択		☐ 選択		☐ 選択		玄関上り框付近に手すりを設置できる よう下地を施工
		(4) 補助照明の設置 玄関や住戸内廊下に人感センサー付きの照明又は足元灯等の補助照 明を設置する。					☒ 選択		☐ 選択		☐ 選択		☐ 選択		玄関・廊下に人感センサー付きの 照明を設置する。
		(5) 耐震性能 玄関ドア枠は耐震枠で、JIS(日本工業規格)におけるA4702面内変形 追従性の規定におけるD-3等級同等以上であり、あわせてドアガードも 耐震性に配慮したものとなっている。					☐ 選択		☐ 選択		☐ 選択		☐ 選択		
2	洗面所・ 脱衣所	(1) 利便性への配慮 洗面所の水栓金具はレバー式等操作しやすい形状とし、給湯温度の制 御が可能な水栓金具とする。 ホース付水栓(シャワー吐水機能付き)とする。 タッチレス水栓とする。					☒ 選択		☐ 選択		☐ 選択		☐ 選択		シングルレバー、ホース付、シャワー 吐水機能付きで、給湯 温度の制御が可能な水栓金具と する。
		(2) 手すりの設置 浴室出入りのための手すりの設置がされているか、設置できる構造に なっている。					☒ 選択		☐ 選択		☐ 選択		☐ 選択		浴室出入り用の手摺を設置する。
		(3) 洗面所暖房機の設置 暖房機を設置するか、後から機器の設置が可能となるコンセント等の設 備を施す。					☒ 選択		☐ 選択		☐ 選択		☐ 選択		後から暖房機設置が可能なように コンセントを設置する。

項 目		基 準	セーフティ				セレクト				アドバンスト				認定基準に 対応した計画内容 (具体的に記入)						
			新築		既存改修		新築		既存改修		新築		既存改修								
			必須で該 当する部 分がない 場合は チェック		必須で該 当する部 分がない 場合は チェック		必須で該 当する部 分がない 場合は チェック		必須で該 当する部 分がない 場合は チェック		必須で該 当する部 分がない 場合は チェック		必須で該 当する部 分がない 場合は チェック								
3	浴 室	(1) 進入防止錠等の設置 浴室のドアには、子供の進入を防止する鍵をおおむね床上1,400mm以上の高さに設置する。 また、浴室の鍵は、外からの解錠が可能なものとする。	☐	必須	☐	☐	必須	☐	☒	必須	☐	☐	必須	☐	☐	必須	☐	外から解錠可能なチャイルドロックを 床上1400mmの高さに設置する。			
		(2) 滑りにくい床素材 浴室の床は水に濡れても滑りにくい仕上げとする。							☒	選択		☐	選択		☐	必須	☐	☐	選択	滑りにくい床材を使用する	
		(3) 手すりの設置 浴槽への出入りのための手すりを設置する。							☒	選択		☐	選択		☐	選択		☐	選択	手摺(スライドバー)を設置する	
		(4) 呼び出し機能の設置 浴室からリビング等に連絡できる呼び出しチャイム等を設置する。							☒	選択		☐	選択		☐	選択		☐	選択	呼び出しリモコンを設置する	
		(5) 広さの確保 内法で短辺1,300mm以上、かつ、広さ2.0㎡以上とする。 内法で短辺1,400mm以上、かつ、広さ2.5㎡以上とする。							☒	選択		☐	選択		☐	必須	☐	☐	選択	内法短辺1300mm以上、広さ2.0㎡以上とする。	
		(6) 利便性の配慮及び火傷防止 水栓金具は給湯温度の制御が可能なサーモスタット式水栓金具等とする。 カラン等の給湯のための水栓金具は、カランそのものが埋め込み式になっているか、火傷防止カバーが設置されている等の危険防止措置がなされている。							☒	選択		☐	選択		☐	選択		☐	選択	火傷防止カバー付きサーモスタット式 水栓金具を使用する。 また、給湯温度調節も可能	
		(7) 浴室暖房乾燥機の設置 浴室暖房乾燥設備を設置する。							☒	選択		☐	選択		☐	選択		☐	選択	浴室暖房乾燥機を使用する	
4	トイレ	(1) 広さの確保 長辺が、内法寸法で1,300mm以上か、便器の前方又は側方について、便器と壁の距離(ドアの開放により確保できる部分を含む。)が500mm以上を確保する。						☐	選択		☐	選択		☐	選択		☐	選択			
		(2) 手すりの設置 手すりを設置する。							☒	選択		☐	選択		☐	選択		☐	選択	トイレに手すりを設置する	
		(3) 外から解錠できる鍵 扉に外側から解錠できる鍵を設置する。	☐	必須	☐	☐	必須	☐	☒	必須	☐	☐	必須	☐	☐	必須	☐	☐	必須	☐	外から解錠できる鍵を使用する
		(4) 外開き又は引き戸の設置 外開き又は引き戸を設置する。							☒	選択		☐	選択		☐	必須	☐	☐	必須	☐	外開き、もしくは引戸とする
		(5) 動線の効率性 トイレと洗面所等は近接させる。							☐	選択		☐	選択		☐	選択		☐	選択		

項 目		基 準	セーフティ				セレクト				アドバンスト				認定基準に 対応した計画内容 (具体的に記入)
			新築		既存改修		新築		既存改修		新築		既存改修		
				必須で該 当する部 分がない 場合は チェック		必須で該 当する部 分がない 場合は チェック		必須で該 当する部 分がない 場合は チェック		必須で該 当する部 分がない 場合は チェック		必須で該 当する部 分がない 場合は チェック		必須で該 当する部 分がない 場合は チェック	
6	建 具	(1) 開き戸 子供が指を挟まないよう、以下の対策を講じるか、その他指挟みを防止するための対策を講じる。 ○吊元側は子供が指を挟むおそれのある隙間(5mm以上13mm未満)がない構造とする。扉の開閉の途中の状態も含める。 ただし、以上の対応を講じている商品の選択肢が少ない状況に鑑み、当面の間以下対応でも認定基準に適合しているものとみなす。この場合、入居案内等にて入居者に対し周知を行う。 ・主に分譲:指挟み防止商品の配布(設置は住戸購入者に委ねる) ・主に賃貸:指挟み防止商品の用意(入居者の意向により設置) ○戸先側は次のいずれかの対策を講じる。 ・風の通り道に設置する開き戸には、閉鎖速度を減衰させるドアクローザー等の機能を設け、風等の外力で急激に扉が閉まらない構造である。 ・戸側又は枠側に衝撃を吸収する緩衝材等を設けて、手又は足の指を挟んでも障害が生じない構造である。 居室間や主要な通路上に配置される開き戸 トイレや洗面所等に配置される開き戸													
						☐ 選択		☐ 選択		☐ 必須 ☐	☐ 選択				
						☐ 選択		☐ 選択		☐ 選択		☐ 選択			
		(2) 引き戸 100mm程度の引き残しを目安に、取っ手形状や設置位置の工夫により、指を挟まないような措置を講じる。 引き残しが確保できない場合は、軽量かつ自動でゆっくり閉まる機能等を備えた引き戸を使用する。					■ 選択		☐ 選択		☐ 必須 ☐	☐ 選択		引戸はソフトクローズを設置する	
		(3) 折戸 扉の開閉中の状態も含め、子供が指を挟むおそれのある隙間(5mm以上13mm未満)がない構造とする。					☐ 選択		☐ 選択		☐ 必須 ☐	☐ 選択			
		(4) 扉の取っ手など 取っ手をレバーハンドルやプッシュハンドル等の開閉の容易なものとするなど、取っ手、引き手は使いやすい形状とするとともに、取っ手は面が取られた形状とするなど、安全性に配慮したものとする。					■ 選択		☐ 選択		☐ 必須 ☐	☐ 選択		取手は面取り形状のレバーハンドルとする。	
		(5) ドア内のガラス 大判ガラスの採用など安全性に配慮する必要がある場合は、安全ガラスとするなど、割れたガラスの破片による怪我等の防止対策を講じる。					■ 選択		☐ 選択		☐ 必須 ☐	☐ 選択		ドア内のガラスは樹脂ガラスとする。	

項 目		基 準	セーフティ				セレクト				アドバンスト				認定基準に 対応した計画内容 (具体的に記入)
			新築		既存改修		新築		既存改修		新築		既存改修		
			必須で該 当する部 分がない 場合は チェック		必須で該 当する部 分がない 場合は チェック		必須で該 当する部 分がない 場合は チェック		必須で該 当する部 分がない 場合は チェック		必須で該 当する部 分がない 場合は チェック		必須で該 当する部 分がない 場合は チェック		
7	居 室	(1) スイッチ 照明のスイッチを床上900mm程度の高さに設置し、ワイドスイッチにすることにより、子供でも使いやすいものとする。					■ 選択		□ 選択		□ 選択		□ 選択		床上900mm程度の高さにワイドスイッチを設ける
		(2) コンセント 子供がコンセントの差込口を濡れた手で触ったり、金属を差し込んだりすることによる事故を防止するため、シャッター付きコンセントを使用する。					■ 選択		□ 選択		□ 選択		□ 選択		シャッター付コンセントとする。
		(3) 収納スペースの確保 収納スペースは、収納率(次式で算出したもの)を新築戸建住宅:10%以上、既存戸建住宅:8%以上を確保する。 ＜算定式＞ (S1+S2)／当該住戸の専有部分の面積(㎡)×100 S1:高さ180cm以上の収納部分の水平投影面積(㎡) S2:高さ180cm未満の収納部分の水平投影面積(㎡) ×(当該収納部分の高さ(cm)／180) また、次の例示を参考に、使いやすさにも配慮する。 ・玄関、キッチン、リビングなど適所に設ける。 ・設置する居室等の場所や使い方に適した形状で設ける。					□ 選択		□ 選択		□ 選択		□ 選択		
		(4) 室内物干しスペースの設置 使用しない時には取り外し可能な吊り下げ式やワイヤー物干しを室内に設置する。					■ 選択		□ 選択		□ 選択		□ 選択		取り外し可能な室内物干しを設置する。
		(5) 壁等の出隅の面取り 壁・柱等の出隅部分及び造り付け家具等の出隅部分に面取りを行い、やむを得ず面取りを行えない場合は、転倒等に対する安全性に配慮した形状・仕上げとする。					■ 選択		□ 選択		□ 選択		□ 選択		出隅は面取りとする。
		(6) 家具等の転倒防止 壁に付け長押を設置する等、家具の転倒防止措置を講じることのできるような構造とする。					□ 選択		□ 選択		□ 選択		□ 選択		
		(7) クッション性の高い床素材 転倒による事故防止や防音性を高めるため、床にクッション性の高い材料を使用する。					□ 選択		□ 選択		□ 選択		□ 選択		
		(8) 子供の見守りに資する設備 先進的な情報技術の活用などによる子供の見守りに資する設備を設置する。					□ 選択		□ 選択		□ 選択		□ 選択		

項 目		基 準	セーフティ				セレクト				アドバンスト				認定基準に 対応した計画内容 (具体的に記入)	
			新築		既存改修		新築		既存改修		新築		既存改修			
			必須で該 当する部 分がない 場合は チェック		必須で該 当する部 分がない 場合は チェック		必須で該 当する部 分がない 場合は チェック		必須で該 当する部 分がない 場合は チェック		必須で該 当する部 分がない 場合は チェック		必須で該 当する部 分がない 場合は チェック			
7	居 室	(10) その他の居室 主に子供が利用することが想定される居室((9)を除く)を計画する場合、下記の工夫を行う。														
		ア 子供の成長に合わせられる部屋の計画														
		子供の成長に応じて間取りの変更が容易にできるように工夫する (可動式の間仕切り壁等の採用、ドアの数、電気スイッチやコンセ ントの配置等)						☐ 選択		☐ 選択		☐ 選択		☐ 選択		
		・子供の成長に応じて間取りを変更できる面積を確保する。														
		イ 日当たり・採光や風通しを確保する。 窓は日当たり又は採光が良い位置に設ける。						☐ 選択		☐ 選択		☐ 選択		☐ 選択		
ウ 子供の主体性を育む工夫							☐ 選択		☐ 選択		☐ 選択		☐ 選択			
	子供が自分で整理整頓できる専用の収納スペースを設けるなど、 子供の主体性を育む工夫を行う (収納スペースのハンガーポールや棚は、子どもの成長にあわせて 位置や高さを調整できるようにする等)															
8	バルコニー	(1) 足掛かり等への配慮														
		子供のバルコニーからの転落、転倒するのを防ぐため次の対策を講じ る。														
		ア 手すり子の形状を足掛かりにならない形状とする。	☐ 必須	☐	☐	☐ 必須	☐	☐ 必須	■	☐ 必須	☐	☐ 必須	☐	☐ 必須	☐	(1)バルコニーがないため、該当なし
		イ 室外機を手すり側に置かない。														
		ウ 物干し金物及び物干し竿が収納時も含め、足掛かりにならないよう にする。														
9	廊下及び 出入口	(1) 廊下の幅員														
		廊下の幅員は、780mm(柱等の箇所にあつては750mm)以上を確保する。						☐ 選択		☐ 選択		☐ 選択		☐ 選択		
		(2) 出入口の幅員														
		出入口(バルコニーの出入口及び勝手口等の出入口を除く)の幅員(玄 関及び浴室の出入口については、開き戸にあつては建具の厚み、引き 戸にあつては引き残しを勘案した通行上有効な幅員とし、玄関及び浴 室以外の出入口については、軽微な改造により確保できる部分の長さ を含む。)は750mm(浴室の出入口にあつては600mm)以上を確保する。							☐ 選択		☐ 選択		☐ 選択			

項 目		基 準	セーフティ				セレクト				アドバンスト				認定基準に 対応した計画内容 (具体的に記入)
			新築		既存改修		新築		既存改修		新築		既存改修		
				必須で該 当する部 分がない 場合は チェック		必須で該 当する部 分がない 場合は チェック		必須で該 当する部 分がない 場合は チェック		必須で該 当する部 分がない 場合は チェック		必須で該 当する部 分がない 場合は チェック		必須で該 当する部 分がない 場合は チェック	
10	階段	(1) 構造 住戸内に設ける階段は、次に掲げる基準に適合しているものとする。ただし、ホームエレベーターが設けられている場合を除く。 ア 勾配が22/21以下で、けあげの寸法の2倍と踏面の寸法の和が550mm以上650mm以下であり、かつ、踏面の寸法が195mm以上であること。 イ 蹴込みが30mm以下であること。なお、25mm以下であることが望ましい。 ウ アに掲げる各部の寸法は、回り階段の部分においては、踏面の狭い方の端から300mmの位置における寸法とすること。ただし、次のいずれかに該当する部分にあっては、アの規定のうち各部の寸法に関するものは適用しないものとする。 (ア) 90度屈曲部分が下階の床から上3段以内で構成され、かつ、その踏面の狭い方の形状が全て30度以上となる回り階段の部分。 (イ) 90度屈曲部分が踊り場から上3段以内で構成され、かつ、その踏面の狭い方の形状が全て30度以上となる回り階段の部分。 (ウ) 180度屈曲部分が4段で構成され、かつ、その踏面の狭い方の形状が下から60度、30度、30度及び60度の順となる回り階段の部分。													
		(2) 手すりの設置 少なくとも片側(勾配が45度を超える場合は両側)に、かつ、踏面の先端からの高さが750mmから850mmまでの位置に設けられている。なお、折れ階段とする場合は、子供が利用することを考慮して、内側にも手すりを設けることが望ましい。	☐ 必須	☐	☐ 必須	☐	☒ 必須	☐	☐ 必須	☐	☐ 必須	☐	☐ 必須	☐	片側に踏面の先端からH800mm程度の高さに手すりを設ける。
		(3) チャイルドフェンスの設置等 転落事故等、危険が伴うと考えられる場所への子供の進入を防止するため、チャイルドフェンス等が設置できるよう、壁下地を設ける。	☐ 必須	☐	☐ 必須	☐	☒ 必須	☐	☐ 必須	☐	☐ 必須	☐	☐ 必須	☐	チャイルドフェンス等が設置できるよう、壁下地を設ける。
		(4) 段差を認識しやすい照明の設置 階段を安全に昇降できるよう、足元がはっきり認識できる明るさ、角度、位置での照明を設置する。または、補助照明として足元灯を設置する。また、折れ階段の場合は併せて段鼻を滑りにくく、認識しやすい設えとする。					☐ 選択		☐ 選択		☐ 選択		☐ 選択		
		(5) 転落防止への配慮 階段を安全に昇降できるよう、踏面(段鼻部)の設えを工夫するなど、滑り防止のための措置を施す。なお、階段の形状を途中で踊り場のある折れ階段とするなど、下階まで一直線に転げ落ちる心配のないよう、転落防止のための措置を行うことが望ましい。	☐ 必須	☐	☐ 必須	☐	☒ 必須	☐	☐ 必須	☐	☐ 必須	☐	☐ 必須	☐	段鼻に滑り止め加工として溝を設ける。階段形状をL型の折れ階段とする。
		11	テレワーク スペース	テレワークスペースを確保するとともに、テレワークに必要な設備(照明、Wi-Fi接続が可能なインターネット環境、コンセント等)を整備する。					☐ 選択		☐ 選択		☐ 選択		☐ 選択
12	その他	その他、子育てに配慮した住宅計画における工夫を行っている。					☐ 選択		☐ 選択		☐ 選択		☐ 選択		
適合項目数			必須	0	必須	0	必須	6	必須	0	必須	0	必須	0	
			選択		選択		選択	27	選択	0	選択	0	選択	0	

別表9 敷地に関する基準

項 目		基 準	セーフティ				セレクト				アドバンスト				認定基準に 対応した計画内容 (具体的に記入)
			新築		既存改修		新築		既存改修		新築		既存改修		
				必須で該 当する部 分がない 場合は チェック		必須で該 当する部 分がない 場合は チェック		必須で該 当する部 分がない 場合は チェック		必須で該 当する部 分がない 場合は チェック		必須で該 当する部 分がない 場合は チェック		必須で該 当する部 分がない 場合は チェック	
1	防犯対策	(1) 防犯上有効な明るさの確保	☐ 必須 ☐	☐ 必須 ☐	☒ 必須 ☐	☐ 必須 ☐	☐ 必須 ☐	☐ 必須 ☐	☐ 必須 ☐	☐ 必須 ☐	☐ 必須 ☐	☐ 必須 ☐	☐ 必須 ☐	玄関外には玄関灯を設置する。	
		(2) 視認性の確保													
		以下の例示を参考に、周囲からの見守りが可能となるような外構計画を行い防犯対策を講じる。 ・敷地内は、死角が生じないプランニングとし、監視の目が行き届くようにする。													
		・敷地内に塀等を設ける場合は、周囲からも敷地内での人の行動を見通せる高さや構造(縦格子や透視可能なフェンス、生垣等)のものとする。また、塀は住宅の窓やバルコニー等への侵入の足場とならないよう配慮する。													
		・死角が生じる場合は、防犯カメラやセンサーライト、防犯砂利等により監視の目を補完する対策を行う。													
2	玄関・アプローチ	(1) 転倒・つまずき事故防止			☐ 選択		☐ 選択		☐ 必須 ☐	☐ 選択		☐ 必須 ☐	☐ 選択		
		以下の例示を参考に転倒・つまずき事故防止措置を講じる。 ・玄関から道路に至るアプローチ部分の床面は、歩きやすく透水性に優れた舗装とし、表面は雨に濡れても滑りにくい仕上げとする。スロープを設置する場合は、特に防滑性に配慮する。 ・凹凸のないフラットなアプローチとする。													
		(2) 外出しやすいアプローチ													
		段差のない構造など、ベビーカーや子供を連れての外出移動が安全で快適にできるようにする。													
		(3) 宅配ボックス													
宅配ボックスを設置する。															
3	庭・緑化	(1) 子供の健やかな成長を支える環境づくり			☐ 選択		☐ 選択		☐ 選択		☐ 選択		☐ 選択		
		以下の例示を参考に家族が過ごす時間が充実したものとなるよう、子供の健やかな成長を支える環境や雨水の浸透効果を期待できるスペースとして庭を確保する。 ・自然との共生や愛着の形成に資するよう、樹木の配置(周囲から視認しやすいシンボルツリーの植樹等)や緑化を行う。 ・花壇や水栓、コンセントなどを整備し、土いじりや水遊びなどができるスペースを整備する。													
適合項目数			必須	0	必須	0	必須	2	必須	0	必須	0	必須	0	
			選択		選択		選択	0	選択	0	選択	0	選択	0	

別表10 コミュニティ形成に関する基準

項 目		基 準	セーフティ		セレクト		アドバンスト		認定基準に 対応した計画内容 (具体的に記入)																								
			新築	既存改修	新築	既存改修	新築	既存改修																									
1	【ハード面】近隣住民との共用スペース等	居住者等の交流を促進することを目的として、以下に例示する施設等を設ける場合、仕様等については住戸内及び敷地内に関する規定を準用する。ただし、施設等の用途により関係する法令、基準等の定めがある場合は、それぞれの法令、基準等を遵守すること。 <table><tr><td>ア</td><td>入居者同士の交流の場として、共用で利用できる屋外スペース(花壇や植栽などを含む)を整備し、活動に有効な設備(ベンチ、水栓、コンセントなど)を設ける。</td></tr><tr><td>イ</td><td>戸建住宅の入居者が共用で利用できる集会所</td></tr><tr><td>ウ</td><td>その他、居住者のコミュニティ形成上、有効と認められる共用スペース等</td></tr></table> 共用スペース等を設置する場合、管理者を明確にするとともに、使用方法、使用時間、費用負担等の基本的事項をルールに定め、入居者に確実に説明すること。	ア	入居者同士の交流の場として、共用で利用できる屋外スペース(花壇や植栽などを含む)を整備し、活動に有効な設備(ベンチ、水栓、コンセントなど)を設ける。	イ	戸建住宅の入居者が共用で利用できる集会所	ウ	その他、居住者のコミュニティ形成上、有効と認められる共用スペース等			☐	選択	☐	選択	☐	選択	☐	選択															
ア	入居者同士の交流の場として、共用で利用できる屋外スペース(花壇や植栽などを含む)を整備し、活動に有効な設備(ベンチ、水栓、コンセントなど)を設ける。																																
イ	戸建住宅の入居者が共用で利用できる集会所																																
ウ	その他、居住者のコミュニティ形成上、有効と認められる共用スペース等																																
2	【ソフト面】コミュニティの醸成のための配慮事項	(1) 近隣住民や子育て世帯同士の交流機会の創出 近隣入居者間や子育て世帯同士のコミュニティが形成されていくきっかけをつくることを目的として、以下に例示する取組などを実施する。 <table><tr><td>ア</td><td>入居前または入居初期段階における入居者を対象としたワークショップ等の開催</td></tr><tr><td>イ</td><td>子育て交流促進施設を活用した近隣入居者間の交流イベント(季節行事、防災訓練)等に対する支援の実施</td></tr><tr><td>ウ</td><td>近隣入居者間の交流促進に資する協定等の締結</td></tr><tr><td>エ</td><td>地域の子育て施設の情報提供、子育て支援マップの配布</td></tr><tr><td>オ</td><td>区市町村や地域で活動しているNPO、学生等と連携した取組の実施</td></tr><tr><td>カ</td><td>町内会などの地域の組織が主催する防災活動など取組への参加</td></tr><tr><td>キ</td><td>その他、入居者が近隣住民や子育て世帯同士の交流機会を創出するきっかけづくり</td></tr></table> (2) 地域コミュニティへの参加促進 入居者が地域コミュニティの参加がしやすい環境をつくることを目的として、以下の例示する取組などを実施する。 <table><tr><td>ア</td><td>入居者に対する町内会、自治会への加入促進の取組</td></tr><tr><td>イ</td><td>子育て世帯を対象とした地域で行われているイベント情報等の紹介</td></tr><tr><td>ウ</td><td>その他、入居者が地域コミュニティに参加するきっかけづくり</td></tr></table>	ア	入居前または入居初期段階における入居者を対象としたワークショップ等の開催	イ	子育て交流促進施設を活用した近隣入居者間の交流イベント(季節行事、防災訓練)等に対する支援の実施	ウ	近隣入居者間の交流促進に資する協定等の締結	エ	地域の子育て施設の情報提供、子育て支援マップの配布	オ	区市町村や地域で活動しているNPO、学生等と連携した取組の実施	カ	町内会などの地域の組織が主催する防災活動など取組への参加	キ	その他、入居者が近隣住民や子育て世帯同士の交流機会を創出するきっかけづくり	ア	入居者に対する町内会、自治会への加入促進の取組	イ	子育て世帯を対象とした地域で行われているイベント情報等の紹介	ウ	その他、入居者が地域コミュニティに参加するきっかけづくり			☐	選択	☐	選択	☐	必須※	☐	必須※	
ア	入居前または入居初期段階における入居者を対象としたワークショップ等の開催																																
イ	子育て交流促進施設を活用した近隣入居者間の交流イベント(季節行事、防災訓練)等に対する支援の実施																																
ウ	近隣入居者間の交流促進に資する協定等の締結																																
エ	地域の子育て施設の情報提供、子育て支援マップの配布																																
オ	区市町村や地域で活動しているNPO、学生等と連携した取組の実施																																
カ	町内会などの地域の組織が主催する防災活動など取組への参加																																
キ	その他、入居者が近隣住民や子育て世帯同士の交流機会を創出するきっかけづくり																																
ア	入居者に対する町内会、自治会への加入促進の取組																																
イ	子育て世帯を対象とした地域で行われているイベント情報等の紹介																																
ウ	その他、入居者が地域コミュニティに参加するきっかけづくり																																
適合項目数			必須		必須		必須		必須	0	必須	0																					
			選択		選択		選択	0	選択	0	選択	0																					

※(1)と(2)のいずれかを実施するものとする。

別表11 計画時及び管理・運営に関する配慮事項

項 目		基 準	セーフティ		セレクト		アドバンスト		認定基準に 対応した計画内容 (具体的に記入)				
			新築	既存改修	新築	既存改修	新築	既存改修					
1	住宅計画、募集から入居までの配慮事項	(1) 入居要件等の設定における配慮 以下に例示するものなど、子育て世帯の入居への配慮をすること。											
		ア 入居世帯の一定数以上を子育て世帯とする。											
		イ 賃貸住宅について、子育て世帯向けの家賃減額を実施する。											
		ウ 子育て世帯の募集期間を優先的に設ける。											
		エ 賃貸住宅について、内装のDIYを認め、原状回復義務を一定程度免除するなどの措置を講じる。											
		(2) 適切なタイミングでの必要な情報の提供 以下に例示するものなど、必要な情報を提供すること。											
		ア 入居者募集時											
		(ア) 子育て支援のための工夫、地域の子育て支援情報などを募集・販売広告やホームページ等に掲載する。											
		(イ) 子育て世帯以外の世帯の応募があった場合は、当該住宅が子育てに配慮した住宅であることを説明する。											
		イ 入居者契約時											
		(ア) 入居者募集時に情報提供した各種情報について、改めて資料等により分かりやすく説明する。											
		(イ) 集会所等を設置する場合は、責任者を明確にするとともに、使用方法、使用時間、費用負担等の基本的事項のほか、「人と人との距離の確保」など基本的な抗ウイルス対策や、状況に応じた対応を徹底することをルールに定め、確実に説明する。また、運用開始前に近隣住民に対して説明を行う。											
	(ウ) 屋外スペースなど、子供が遊ぶ場については特に事故防止に加え、基本的な抗ウイルス対策を講じることや、状況に応じた対応を徹底することなど、使用方法や使用時間等のルールを定め、確実に説明する。												
適合項目数			必須		必須		必須		必須	0	必須	0	
			選択		選択		選択	0	選択	0	選択	0	

※募集パンフレット、ホームページ、入居の案内書等により、適切なタイミングに必要な情報、ルール等を周知するとともに連携先と必要な契約等を締結する。